

令和7・8年度

中央公民館大ホール舞台照明設備 LED 化改修事業
公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月

宇美町教育委員会 社会教育課

1 事業の概要

(1) 事業名

令和7・8年度 中央公民館大ホール舞台照明設備 LED化改修事業

(2) 事業の目的

宇美町立中央公民館（昭和53年度建築）大ホール舞台照明設備は、設置から47年が経過し経年劣化が著しい状態であり、また、照明電球等がすでに生産が終了していることから、交換の際の調達が今後困難となることが見込まれる。町公共施設再配置計画においても、概ね20年間は施設を維持・保全に努めることとされている。これらの状況を踏まえ、早急なLED化の改修を実施する。

(3) 事業内容

別添「令和7・8年度 中央公民館大ホール舞台照明設備 LED化改修事業仕様書」記載のとおり

(4) 契約期間

契約締結日の翌日 から 令和9年3月23日（火） まで

※本件は、宇美町議会の議決に付すべき契約条例（昭和39年4月1日条例第19号）に基づき、宇美町議会の議決を必要とする契約であるため、契約締結日は議決日とする。

2 予算額（上限額）

162,837,000円（消費税及び地方消費税含む）

※契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の最大規模を提示するもの。

※当該上限額は、本事業に係る必要経費の全てを含むものとする。

3 本公募の趣旨

舞台照明においては、調光方式や調光操作等において、各メーカーにより設備等の特色が様々である。公募型プロポーザル方式により受注業者を選定することで、専門的な知識、技術を有した事業者による提案を総合的に比較、検討が可能となるとともに、ランニングコストを含む発注者の財政負担の削減も図れるLED化改修工法等を募集する。

本公募参加者のうち、発注者にとって最も優れた提案を行った者を最優先交渉権者として選定する。

4 契約の方法

(1) 契約の締結

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により、公募型プロポーザル方式により選定された候補者との随意契約を行う。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に、宇美町契約規則（平成21年宇美町規則第5号）第26条の規定に基づき、契約保証金（契約額の10/100以上）を納付しなければならない。ただし、この契約は、議会の議決案件であるため、同規則第27条第7

号以外の規定に該当する場合は、免除とする。

5 参加条件

(1) 参加形態

ア 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本工事をを行う能力を有する単体企業、連携協力企業又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。

また、参加申込書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、社会教育課（以下「発注担当課」という。）と協議を行い、発注担当課が認めた場合はこの限りではない。

なお、各参加者は他のグループ等の構成員として本プロポーザルに参加することができない。ただし、グループ等での参加ではなく、下請協力企業の場合は除く。

イ グループ等で応募する場合は、代表企業を1者選定し、その代表企業が発注担当課との連絡窓口となり、工事の遂行の責めを負うものとする。

(2) 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。また、グループ等の場合は、ア～キまですべての要件を満たすものとし、ク～シについては構成員のものが各要件を満たすものとする。なお、企画提案書提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取消すものとする。

ア 宇美町競争入札及び随意契約の参加資格審査並びに指名基準等に関する要綱(平成 21 年宇美町告示第 43 号)に基づき、参加表明書等受付期限までに令和 6・7 年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿に記載があり、建設工事の登録があること。なお、複数の企業でグループを構成する場合においては、代表企業が登録されていること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

ウ 参加表明書及び企画提案書の提出期限の日において、宇美町から指名停止又は指名回避の措置をなされている者でないこと。

エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止措置を受けていないこと。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申し立てをしていない、又はされていない者であること。

カ 次の者に該当するものでないこと。

① 代表者及び役員等が暴力団（宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である、又は暴力団員が経営に事実上参加しているもの

② 暴力団員を雇用しているもの

③ 暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有して

いるもの

- キ 国税及び地方税等を滞納している者ではないこと。
- ク 発注者から直接請け負うもので、下請協力企業への下請合計金額が5,000万円以上となる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ケ 令和8年2月2日以前10年以内に、官公庁の施設において、舞台照明設備及び機構装置に関連する施工実績があること。もしくは、参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本事業の一部を行う者（以下「連携協力企業」という。）が、前述の実績を所有していること。
- コ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気工事業の許可を有すること。
- サ 本工事を着工するに当たり、資格その他許可等が必要なものについて、当該資格等を有する者であること。
- シ 参加企業の中に、石綿含有建材調査者の資格を有する者を配置できること。

6 契約までのスケジュール

内容	日程
公募及び受付開始	令和8年2月 2日（月） 13時から
現地確認申込受付期限	令和8年2月 13日（金） 17時まで
現地確認期間	令和8年2月 2日（月） ～2月24日（火）
質疑書受付期限	令和8年3月 6日（金） 17時まで
質疑回答	令和8年3月 13日（金） 予定
参加表明書等受付期限	令和8年3月 19日（木） 17時まで
企画提案書等提出期限	令和8年4月 6日（月） 17時まで
プレゼンテーション	令和8年4月 17日（金） 10時から
選定審査結果通知発送	令和8年4月 22日（水） 予定
契約協議	令和8年4月 23日（木） 予定
仮契約締結	令和8年5月 中旬 予定
本契約締結	令和8年6月 中旬 予定

7 現地確認の申し込み

- (1) 現地確認を許可する場所
 - ・宇美町立中央公民館 大ホール（糟屋郡宇美町平和一丁目1番1号）
- (2) 受付方法
 - 現地確認を希望する者（以下「参加予定者」という。）は、令和8年2月13日（金）17時までに、現地確認申込書（様式第1号）に、必要事項を記載のうえ、電子メールで事務局に提出すること。
- (3) 現地確認の日時指定
 - 現地確認の日時は、申込書提出の翌日以降の日時を事務局が指定し、電子メールで通知する。

(4) 現地確認に係る留意事項

- ア 現地確認は休館日（毎週月曜日※その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、その日以後直近の休日以外の日）もしくは平日の施設利用予約が入っていない日時（要事務局確認）に実施する。
- イ 現地確認を許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ウ 現地確認により知り得た情報を、本プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- エ 現地確認の際、参加予定者名が確認できる名札等を携帯すること。
- オ 現地確認時における質疑は原則として受け付けない。質疑が生じた場合は、質疑書（様式第2号）を電子メールで事務局に提出すること。

8 本プロポーザルに関する質疑の受付及び回答

(1) 受付方法

質疑書（様式第2号）に、質疑内容を記載の上、電子メールで事務局に提出すること。また、電子メール送信後に必ず事務局に電話連絡し、質疑書到達を確認すること。

なお、その他の方法での質疑は一切認めないものとする。

(2) 受付期間

令和8年2月2日（月）13時から 同年3月6日（金）17時まで

※期限を過ぎた質疑には、回答を行わないものとする。

(3) 回答方法

令和8年3月13日（金）までに、宇美町ホームページで公表する。

※質疑のうち、意見表明と解されるもの、内容が不明瞭なものについては、回答を行わない場合がある。

9 参加表明書の提出

参加を表明する事業者は、次の各号に掲げる内容に従い、参加表明書等必要書類を事務局へ持参もしくは郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留の配達記録が残るもので送付すること。

なお、必要書類の提出がなかった者の参加は認めない。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式第3号） 1部
※本店所在地、商号及び代表者資格氏名その他必要事項を記入し、実印を押印すること。（全て登記事項証明書上のものとする。）
- イ 連携協力企業構成表（様式第4号）もしくは共同体構成表（様式第5号）
※単体企業での参加の場合は不要（協力企業が下請契約の際を含む）
- ウ 会社概要（様式第6号） 1部
- エ 会社概要参考資料 1部
※会社案内、パンフレットなど
- オ 誓約書（暴力団排除条例関係）（様式第7号）
- カ 消費税及び地方消費税納税証明書
- キ 市町村税を滞納していないことの証明

- (2) 参加表明書等必要書類の受付期間
令和8年2月2日(月)13時から同年3月19日(木)17時まで
- (3) 参加表明書提出後の辞退
参加表明書等必要書類提出後の辞退については、辞退届(任意様式)を作成し、速やかに事務局に提出すること。
- (4) 応募者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け A4 縦ファイルに綴じたものを2部(正本1部・副本1部)提出すること。

10 企画提案書等の作成

参加者は、「令和7・8年度 中央公民館大ホール舞台照明設備 LED 化改修事業仕様書」に基づき、本工事の目的に沿った企画を策定し、より効果的な事業実施に向けた企画提案書(様式第8号)等を作成すること。

- (1) 企画提案書等に記載すべき事項
「別添 評価基準表」の項目に従い、提案書記載事項を記述すること。
- (2) 企画提案書の作成における注意事項
 - ア 提案は、考え方や実現イメージを文章や図表等を用いて簡潔に記述すること。
 - イ 表紙及び目次を付し、以降のページ下の中央にページ番号を印字すること。
 - ウ A4版のファイルに綴じること。A3版の大きさのものは、A4版に折って綴じ込むこと。なお、使用する用紙の縦横は問わない。
 - エ 見積額に含まない提案を記載する場合は、記載箇所にその旨を明記すること。
- (3) 添付資料
次の書類を企画提案書に添付すること。なお、これらの書類は技術提案書とは別葉とすること(一緒に綴じないこと)。
 - ア 企画提案書添付書類チェック表(様式第9号)
 - イ 同種工事等実績調書(様式第10号)
※5-(2)-ケに掲げる参加資格に係る実績について記載すること。
 - ウ 技術提案書に記載する照明設備、機構装置などの詳細資料(任意様式)
※品番や仕様と併せてイメージ写真など視覚的に確認できる資料
 - エ 改修後の全体イメージ図(任意様式)
※実施設計図書レベルの詳細な表現は避けるものとする。
 - オ 実施体制予定調書(様式第11号)
 - カ 配置予定技術者経歴書(様式第12号)
 - キ 本事業に係る見積書(任意様式)
※金額の積算根拠資料(項目別に内訳が記された任意様式のもの)を添付すること。

1 1 企画提案書等の提出

(1) 提出部数

ア 以下の書類などについて、紙面に印刷した 11 部(正本 1 部、副本 10 部)に加え、電子データを格納した CD1 枚を持参もしくは郵送にて提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留の配達記録が残るもので送付すること。

(ア) 企画提案書(様式第 8 号)

(イ) 同種工事等実績調書(様式第 10 号)

(ウ) 技術提案書に記載する照明設備、機構装置などの詳細資料
(任意様式)

(エ) 改修後の全体イメージ図(任意様式)

イ その他の添付書類について、紙面に印刷した 1 部を提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 6 日(月) 17 時まで

※期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(3) その他

ア 提出後の企画提案書などの修正又は変更は一切認めない。

イ 提出された企画提案書などは返却しない。

1 2 審査方法

企画提案の内容を評価するに当たり、宇美町職員によって構成される選定委員会を設置し、次の方法で審査を実施する。

(1) 書類審査(一次審査)

提出書類に基づき、事務局で評価項目の「第 1 会社基本情報」及び「第 5 価格」の記載内容について審査する。なお、二次審査は、上位複数者に選定する場合がある。

(2) プレゼンテーション審査(二次審査)

企画提案書及びプレゼンテーションの内容並びにヒアリングにより、選定委員会に所属する審査員が評価項目の「第 2 施工実施体制」から「第 4 その他」までの具体的な内容について審査する。

1 3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者からの提案内容の説明(プレゼンテーション)及び提案内容に対する審査員によるヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

令和 8 年 4 月 17 日(金) 10 時 00 分～

(2) 実施場所

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目 1 番 1 号
宇美町役場 2 階 大会議室(左)

(3) 出席者数

1 事業者あたり、3 人までとする。

(4) 所要時間

機材の設置及び撤去を含めた全ての所要時間を1参加者当たり60分以内とする。なお、プレゼンテーションは30分以内とし、その後、質疑応答時間を15分程度設ける。

(5) 注意事項

- ア プレゼンテーションに必要な機材(PC等)は、参加者で用意すること。なお、スクリーン、プロジェクターについては、事務局が用意する。
- イ プレゼンテーションに出席する者は、提出した企画提案書の項目番号及び項目名に沿って説明を行うこと。なお、当日に追加資料を配付すること及び企画提案書と異なる内容を提案することは認めない。

(6) その他

場所、日時などの詳細については、別途参加者に書面で通知する。

14 評価方法

プレゼンテーションを実施した参加者に対し、「別添 評価基準表」に記載する評価について、別に定める審査要綱に基づき、プレゼンテーションの内容を総合的に審査し、各委員の評価項目ごとの評価集計を行い、最上位点と最下位点は控除(最上位点、最下位点がそれぞれ複数人いる場合は1人ずつ控除する。)し、その他の平均点(少数点以下四捨五入)を合計し、その合計点が最も高い提案者(以下「最高得点者」という。)を最優秀提案者とする。なお同点の場合は、審査員による多数決により順位を決定する。

※評価項目(大項目)ごとの配点

	評価項目(大項目)	配点
第1	会社基本情報	15点
第2	施工実施体制	35点
第3	提案の機能評価および拡張性	80点
第4	その他(町内業者の活用など)	20点
第5	価格	50点
合計		200点

15 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションを実施した全ての参加者に、令和8年4月22日(水)までに、書面で発送する。

なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。

また、個別の事業者の審査、選考過程などの内容についての問い合わせには回答できない。

16 契約手続き

- (1) 選定された候補者のうち最上位の候補者と、宇美町があらかじめ通知する期間内において、提出された技術提案書及びプレゼンテーションの内容に基づ

いた協議および契約内容の確認を行い、事業の仕様内容が確定した上で仮契約締結を行う。

- (2) 協議に際しては、協議期間の開始後 7 日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に次の協議資料を提出すること。
 - ア 契約に係る正式な見積書及び内訳書（税抜き額で作成すること）
 - イ 改修後の全体イメージ図（様式任意）
※実施設計図書レベルの詳細な表現は避けるものとする。
 - ウ その他協議に必要な書類
- (3) 協議期間の開始後 7 日以内に（2）の協議資料の提出がなかった場合、又は、上位候補者との契約交渉が不調となった場合は、次順位の候補者と契約協議を行う。
また、審査結果通知後に上位候補者が、5 参加条件のいずれかを満たさなくなった場合、またそれが明らかとなった場合も、同様とする。
- (4) 仮契約締結後に、次の資料を提出すること。
全体工程や事業計画に関するスケジュール

17 その他留意事項

- (1) 本件への参加に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。
- (3) 参加者は、本事業に応募する場合は、他の参加者の連携協力企業にはなれない
- (4) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。
- (5) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本事業において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (6) 情報公開請求があった場合は、宇美町の保有する情報の公開に関する条例（平成 13 年条例第 17 号）の規定に基づき情報を開示することがある。
ただし、参加者名、個人情報、企画提案内容については、全て非公開とする。
- (7) 下請協力企業等の地場産業の活用
本工事の施工に当たっては、地元業者育成の観点から次に掲げる点に配慮すること。
 - ① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り宇美町内業者へ発注するよう努めること。
 - ② 下請の施工に必要な建設資材等の購入は、可能な限り宇美町内業者へ発注するよう努めること。

18 本プロポーザル担当事務局

- (1) 担当部署 宇美町教育委員会 社会教育課 社会教育係
- (2) 所在地 〒811-2121 福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目 1 番 1 号
宇美町住民福祉センター内
- (3) 連絡先 TEL 092-933-2600（直通）
FAX 092-933-2741
E-MAIL syakai@town.umi.lg.jp